

# 町県民税の申告と所得税の確定申告

**【申告期間】2月16日(月)から3月16日(月)まで**

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。この申告は、平成20年中の所得を申告するもので、平成20年分の所得税、平成21年度の町県民税の課税基礎となりますので必ず申告してください。また、別表のとおり申告相談を地区別に実施します。申告期間中は大変混雑しますので、地区別日程に従って早めに申告されますよう、ご協力をお願いします。

なお、「町県民税申告書」は、前年の状況に基づき送付しています。次の内容をよくご覧いただき申告忘れのないようにお願いします。

## 町県民税と確定申告

前年1月1日から12月31日までの所得を報告する申告には、税務署への確定申告と町への町県民税申告があります。

## 町県民税の 申告が必要な方

平成21年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次の①から④に該当しない方が対象となります。

①税務署に確定申告をした方、または確定申告をする方

②前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ※支払報告書が提出されていない方

③前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ※支払報告書が提出されていない方

税務署に提出する確定申告は、1年間の所得とそこから計算した所得税額を申告し納める手続きをいいます。また、実際に納める税額より納めすぎとなつては還付を受けることができます。これに対し、町県民税申告は、所得税の申告がない場合でも前年の所得に対して翌年課税

される町県民税の計算を行ったために必要な申告です。

③前年中の所得が公的年金のみで、支払者から町へ※支払報告書が提出されている方（ただし、扶養控除や生命保険料等の所得控除を受ける方を除く）

## 持参するもの

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料にもなります。また、福祉・医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されたり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので期限内に必ず申告しましょう。

## 【相談会場】 文化会館 集会室

※記入済の申告書は、税務課及び文化会館で受付します。

町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。

## 【受付時間】

期間中の土日を除く毎日  
午前9時～11時  
午後1時～4時



申告をしなかつたら…